

問6 次の文は、保育の必要な事由について定めた「子ども・子育て支援法施行規則」（平成26年 内閣府令第44号）の一部である。（A）～（D）にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者の（A）が次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に（B）が定める時間以上労働することを常態とすること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 （C）の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 （D）（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。

（中略）

十 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして（B）が認める事由に該当すること

（組み合わせ）

	A	B	C	D
1	いずれも	市町村	3親等内	求職活動
2	一方又は双方	施設長	同居	子育て支援活動
3	母	施設長	同一市町村内	公益事業
4	一方又は双方	厚生労働大臣	3親等内	公益事項
5	いずれも	市町村	同居	求職活動

問3 次の文は、「児童の権利に関する条約」（平成6年5月16日／条約第2号）第23条の一部である。（A）～（D）にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、（A）を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で（B）を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が（C）についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について（D）を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。

（組み合わせ）

	A	B	C	D
1	自律	正確かつ完全な教育	最善の利益	資力
2	発達	必要かつ適切な治療	特別の養護	能力
3	保護	健康かつ安全な生活	特別の保護	能力
4	自立	十分かつ相応な生活	特別の養護	責任
5	成長	必要かつ相当な教育	最善の利益	責任

問19 次の文は、「保育所保育指針」第1章「総則」の1(1)「保育所の役割」の一部である。( A )～( E )に当てはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

ア 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの( A )を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい( B )の場でなければならない。

イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する( C )を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や( D )を踏まえ、保育所における( E )を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

(組み合わせ)

	A	B	C	D	E
1	個人差	生活	知識	発達過程	相互作用
2	最善の利益	成長	専門性	家庭の状況	交流
3	興味	成長	技術	地域の実態	相互作用
4	最善の利益	生活	専門性	発達過程	環境
5	個人差	学習	知識	地域の実態	交流

問25 次の文は、「保育所保育指針」第2章「保育の内容」の2「1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容」(2)「ねらい及び内容」の一部から作成したものである。(A)～(E)にあてはまるア～オの記述の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

	ねらい	内容
健康	明るく伸び伸びと生活し、自分から体を動かすことを楽しむ。	(A)
人間関係	周囲の子ども等への興味や関心が高まり、関わりをもとうとする。	(B)
環境	(C)	身の回りの物に触れる中で、形、色、大きさ、量などの物の性質や仕組みに気付く。
言葉	人の言葉や話などを聞き、自分でも思ったことを伝えようとする。	(D)
表現	身体の諸感覚の経験を豊かにし、様々な感覚を味わう。	(E)

- ア 保育士等の愛情豊かな受容の下で、安定感をもって生活をする。
- イ 水、砂、土、紙、粘土など様々な素材に触れて楽しむ。
- ウ 親しみをもって日常の挨拶に応じる。
- エ 様々なものに関わる中で、発見を楽しんだり、考えたりしようとする。
- オ 保育士等の仲立ちにより、他の子どもとの関わり方を少しずつ身につける。

(組み合わせ)

- |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
|   | A | B | C | D | E |
| 1 | ア | ウ | イ | オ | エ |
| 2 | ア | オ | エ | ウ | イ |
| 3 | イ | オ | エ | ウ | ア |
| 4 | オ | ア | ウ | エ | イ |
| 5 | オ | ウ | イ | ア | エ |

問45 次の文は、日本における保育内容の歴史に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 厚生省（現・厚生労働省）は、1956（昭和31）年に「保育要領」を改訂して「保育所保育指針」とし、保育内容として「健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作」の6領域を設定した。
- B 1963（昭和38）年に文部省（現・文部科学省）と厚生省（現・厚生労働省）の連名で出された通知「幼稚園と保育所との関係について」では、保育所のもつ機能のうち、幼稚園該当年齢の幼児の教育に関するものは、幼稚園教育要領に準ずることが望ましいとされた。
- C 「乳幼児の最善の利益」という概念が「保育所保育指針」に初めて取り入れられたのは、1990（平成2）年の改訂においてである。
- D 2017（平成29）年の「保育所保育指針」の改定では、乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実、保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけなどが図られた。

（組み合わせ）

	A	B	C	D
1	○	○	○	×
2	○	○	×	×
3	○	×	×	○
4	×	○	×	○
5	×	×	○	×